

環 備 - 5 3 2
平成 3 1 年 3 月 6 日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行について（通知）

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 31 年 3 月 1 日付け環循規発第 1903017 号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、通知の内容について、貴会員に周知して下さるようお願いいたします。

なお、水銀廃棄物に係るガイドライン等につきましては、環境省ウェブサイトを御参照ください。

○環境省ウェブサイト（水銀廃棄物関係）URL

<<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>>

【担当】

秋田県生活環境部

環境整備課廃棄物対策班

電 話：018-860-1624

F A X：018-860-3835

E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp



環循規発第 1903017 号
平成 31 年 3 月 1 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
（公印省略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 25 号。以下「改正省令」という。）が平成 30 年 12 月 3 日に公布され、平成 31 年 3 月 3 日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、これまでも様々な法令改正が行われてきたところである。今般、水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品を定めた新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号。以下「新用途製品命令」という。）が改正され、新たな水銀使用製品が追加されることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）においても必要な改正を行うものである。

第二 改正の内容

- 1 水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品及びあらかじめ水銀の回収が必

要な水銀使用製品の追加

新用途製品命令は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号。）第 13 条並びに第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、水銀に関する水俣条約の発効以前から存在する用途に利用されている水銀使用製品（以下「既存用途水銀使用製品」という。）を定め、これ以外の水銀使用製品（「新用途水銀使用製品」）を製造・販売する場合の事業者による評価の方法、事業所管大臣への評価結果等の事前届出の届出等々を定めている。

今般、新用途製品命令が改正され、既存用途水銀使用製品として新たな製品が追加されることから、規則別表第 4 に掲げる水銀使用製品に、放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）、水銀圧入法測定装置、ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）、容積形力計、滴下水銀電極及び水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）の計 6 製品を加えたこと。また、これらの 6 製品のうち、規則別表 5 に掲げる、水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であり、あらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品に、放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）、容積形力計及び滴下水銀電極の計 3 製品を加えたこと。

なお、今般の改正は、水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品の追加のみを行うものであるが、これらの処理方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、従前の水銀使用製品産業廃棄物と同様の方法により適正に処理するよう指導されたいこと。

2 廃水銀等を排出する特定施設の改正

廃棄物処理法に基づく、特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条の 4 第 5 号ニで規定する廃水銀等をいう。以下同じ。）は、規則第 1 条の 2 第 5 項各号に掲げられているところ、同条第 1 号においては、規則別表第 1 に掲げる施設において生じた廃水銀等とされている。これまで、水銀圧入法測定装置を有する施設から生じた廃水銀等については、特別管理産業廃棄物として処理することとしていた。

今般、新用途製品命令が改正され、新たな水銀使用製品が追加されることに伴い、規則別表第 4 に掲げる水銀使用製品に水銀圧入法測定装置が追加されることとなるが、現行規定においては、特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等を、規則別表第 1 により「水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設（において生じた廃水銀等）」としていることから、引き続き水銀圧入法測定装置を有する施設において生じた廃水銀等が特別管理産業廃棄物として取り扱われるよう、これを「水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設（において生じた廃水銀等）」となるよう規定を整理したこと。

したがって、今般の改正においては、規則別表第 1 の規定を改正しているものの、

水銀圧入法測定装置を有する施設から生じた廃水等については、その取扱いを変更するものではないことから、従前のおり、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物として適正に処理されるよう指導されたいこと。

3 その他

今般の改正を踏まえた水銀使用製品産業廃棄物の処理に係る制度の詳細については、別途「水銀廃棄物ガイドライン」（平成29年6月）を改定したので、その運用に当たって、これを適宜活用ありたいこと。